

みんなのできるキャンペーンによる質問状（平成21年11月24日）に対する回答

- 1 再処理工場の海や空への放射能放出をやめるよう事業者へ働きかけてください。
- 2 既にアクティブ試験で放射能を捨てているため、即刻、海洋中のヨウ素などの原発が検査項目に入れている放射能核種を検査してください。
- 3 モニタリングで異常値が出た場合に、県はどのような対策をとり、どのように県民の安全対策を行うのか。また、生産者への補償等はどのように対応するのか。詳細を教えてください。

答 六ヶ所再処理工場からの放射性物質による影響は、国の安全審査において、再処理工場の近くに住み、敷地周辺で生産される農畜産物や前面海域で漁獲される海産物を毎日食べ続けほぼ毎日漁業を営むとした場合でも、自然界の放射線の影響の1/100以下（年間約0.022ミリシーベルト）と評価されています。

県としても、再処理工場施設周辺地域において、空間放射線の連続的な監視や、飲料水、農畜産物、水産物などの環境試料中の放射能濃度の定期的な測定を行っており、測定結果は専門家などで構成される「監視評価会議」に四半期毎に報告して評価・確認を受けた後、県のホームページなどで公表しており、施設からの影響が認められた場合には、その結果に基づいて算定した線量が極めて小さい値であることも併せて報告しています。

また、環境試料については、調査地域において主要なものであり、かつ、継続的に採取可能なものを対象としており、調査する試料と測定する放射性核種の組み合わせにより、モニタリング計画全体として、モニタリングの目標を合理的に達成できるようにしています。

なお、原子力施設の事故により被害が生じた場合は、事故による被害者の救済等を目的として、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく原子力損害賠償制度が設けられており、この法律では、原子力事業者が無過失・無制限の賠償責任を負うことになっています。